

# テンポラル法における換算差額の性質について

## Theoretical Research on the Nature of Translation Difference Derived from the Temporal Method

井上 定子\*

Sadako Inoue

各機関により公表されている外貨会計基準において、外貨表示財務諸表をテンポラル法により換算した結果生じる換算差額が損益として処理される論拠を、当該方法を提案した Lorensen(1972)まで遡り検討した。その結果、換算差額の性質が本国主義による換算目的と資産・負債アプローチに主軸をおく会計観とに理論的基礎をおく換算方法（テンポラル法）から演繹的に規定されていることに、その論拠を求めることができた。

キーワード：テンポラル法、外貨表示財務諸表の換算、資産・負債アプローチ、収益・費用アプローチ

### I. はじめに

テンポラル法とは、外貨表示財務諸表の換算を行う際にかかる項目のもつ測定属性と一致する時点の為替レートを用いて換算する方法である。つまり、外貨表示財務諸表において取得原価を測定属性としてもつ項目は、換算後に本国通貨建の取得原価を表わすように取得日レート（historical rate; HR）で換算を行い、その一方で現在あるいは将来の時点性をもつ測定属性により計上されている項目は、決算日レート（current rate; CR）で換算を行うのである。また、損益計算書項目は原則としてその基礎となる取引が生じた時点の為替レートで換算される。このように、テンポラル法は、外貨表示財務諸表における項目の測定属性の時点性に応じて換算レートを使い分ける換算方法であることから、属性法と呼ばれることもある。

現在、テンポラル法は、米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board; FASB）および、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board; IASB）等の基準<sup>1)</sup>において、選択適用という形ではあるが採用されている換算方法である。しかも、テンポラル法により換算された結果として生じる換算差額は、テンポラル法を採用する様々な外貨換算会計基準<sup>2)</sup>において、損益（為替差損益(exchange gains and losses)）として処理されている。

ではなぜ、このように、テンポラル法により生じる換算差額は損益という性質をもつとされる

---

\*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

のであろうか。そこで、本稿では、テンポラル法を最初に提案したといわれる 1972 年に公表された会計調査研究第 12 号『米国会社の在外事業活動についての米ドルによる報告』(Lorenson(1972)<sup>3)</sup>)に遡り、かかる換算差額が損益としての性質をもつとされる論拠を明らかにすることにする。この検討を行うにあたり、L.Lorenson がテンポラル法を提案する際に想定していた会計観および換算目的に着目することにしたい。というのも、すでに井上(2005a)<sup>4)</sup>において明らかにしたように、換算差額の性質は会計観と換算目的の双方から影響を受けると考えることができるからである<sup>5)</sup>。

## II. 分析の視座 一会計観と換算目的一

ここでは、会計観と換算目的が換算差額の性質にいかなる影響を及ぼすと考えられるのかについて、井上(2005a)<sup>4)</sup>における議論をもとに分析モデルを示すことにする。

### 1. 換算目的一本国主義と現地主義一

Chinlund(1936)<sup>6)</sup>によると、外貨換算会計の鍵概念となる換算 (translate) という用語は多様かつ多義的であることから、FASB が 1974 年に公表した討議資料(Discussion Memorandum; DM) (『1974 年 DM』)『外貨換算会計に関する問題の分析』(FASB(1974)<sup>7)</sup>)における換算目的の議論に着目することにする。というのも、『1974 年 DM』は、換算を理論として取りあげ過去の多くの学説を網羅的に検討すると共に、換算目的について明確に取り扱う文献であるからである。『1974 年 DM』において、換算目的に関する議論は本国主義と現地主義とを対置して展開されている (FASB(1974)par.2)。具体的には、「親会社の財務諸表に含められるにあたって在外子会社の外貨表示財務諸表にとり適切な測定単位はいかなるものであるのか」(FASB(1974) par.1) という問題設定のもと換算目的が議論され、その適切な測定単位を①親会社の属する国の通貨(本国通貨)であるとする考え方が「本国主義」として、②在外子会社の属する国の通貨(現地通貨)であるとする考え方が「現地主義」として論じられている<sup>8)</sup>。

本国主義によれば、在外子会社の事業活動は親会社の事業活動の延長上にあると解釈される。そのため、かかる事業活動は親会社によりあたかも本国通貨によって行われたかのように換算されることになる (FASB(1974) pars.7,12)。これに対して、現地主義によれば、在外子会社の置かれている経済環境が重視されるため、在外子会社の経営成績および財政状態を適切に測定する単位は現地通貨となり、それを最も適切に反映している財務諸表は外貨表示財務諸表となる (FASB(1974) par.12)。そのため、現地主義のもと換算は在外子会社の外貨表示財務諸表上の相互関連性 (例えば、財務比率) を歪めることなく行われることになる。

以上のことから、本稿では換算目的として①換算を本国通貨を測定単位とする変換プロセスと捉えて換算対象の測定属性の維持を目的とするもの (本国主義) と、②換算を現地通貨を測定単

位とする変換プロセスと捉えて換算対象の諸事実の維持を目的とするもの（現地主義）という 2 つの考え方を対時的に取り扱うことにする<sup>9)</sup>。

## 2. 会計観—収益・費用アプローチと資産・負債アプローチ—

### a. 収益・費用アプローチと資産・負債アプローチの特徴

テンポラル法が提案された当時、実現概念をはじめ資産の定義およびその測定について会計理論上大きな変化がみられる。その契機となったのが、米国会計学会（American Accounting Association; AAA）により 1957 年に公表された『会社財務諸表会計および報告諸基準—1957 年改訂版』（AAA(1957)<sup>10)</sup>）であるといわれる。その後、資産の定義およびその測定をめぐる議論について公表された会計原則の 1 つに、米国公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants; AICPA)により 1970 年に公表された会計原則審議会ステートメント(Statement of the Accounting Principles Board; APBS)第 4 号『営利企業財務諸表の土台をなす基礎的概念と会計原則』（AICPA(1970)<sup>11)</sup>）がある。

このような米国における認識・測定構造の変化を論者により用語の統一性はみられないものの、収益・費用アプローチから資産・負債アプローチへの変化として捉えることができる<sup>12)</sup>。収益・費用アプローチと資産・負債アプローチという概念は、FASB により 1976 年に公表された討議資料(DM)(『1976 年 DM』)『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する諸問題の分析：財務諸表の構成要素およびその測定』（FASB(1976b)<sup>13)</sup>）において詳細に議論されている。

FASB は、『1976 年 DM』のなかで従来の会計実務と権威ある公刊物における会計観を「収益・費用アプローチ」という用語で集約して表す（FASB(1976a)<sup>14)</sup>p.19）と共に、その会計観と対比する形で「資産・負債アプローチ」を提示した（藤井(1997)<sup>15)</sup>p.35）。以下、かかる討議資料にもとづき両アプローチの特徴を整理する。なお、そこにおいて収益・費用アプローチと資産・負債アプローチとは共に連携財務諸表を前提とする利益測定アプローチ<sup>16)</sup>と捉えられている（FASB(1976b)<sup>13)</sup> par.33）。

収益・費用アプローチでは、利益は企業業績の測定値（儲けてアウトプットを獲得し販売するためにインプットを用いる企業の効率性の測定値）として捉えられ、会計期間の収益と費用の差額として定義される。このように、利益は収益と費用（企業の利益稼得活動におけるアウトプットおよびインプットの財務的表現）を鍵概念として測定されることから、収益・費用アプローチにおける基本的測定プロセスは、会計期間における努力（費用）と達成（収益）を関連づけるために収益と費用を測定しそれらの認識時点を選定する過程となる。また、資産と負債の測定については、このような収益・費用を中心とした利益測定のプロセスから規定されることになる（FASB(1976b)<sup>13)</sup> pars.38-42）。

これに対して、資産・負債アプローチでは、利益は会計期間における営利企業の正味資源の増加として捉えられ、資産と負債の増減にもとづいて定義される (FASB(1976b)<sup>13</sup> par.34)。つまり、利益の積極的要素 (収益) は当該期間における資産の増加と負債の減少として、利益の消極的要素 (費用) は当該期間における資産の減少と負債の増加として、定義される。このように、利益は資産と負債を鍵概念 (企業の経済的資源および将来他の実体に資源を引き渡す企業の義務の財務的表現) として測定されることから、資産・負債アプローチにおける基本的測定プロセスは、資産と負債の属性とそれらの変動を測定する過程となる (FASB(1976b)<sup>13</sup> par.34)。その結果、資産・負債アプローチにおいて、資産および負債の定義が利益を定義するために絶対不可欠となる (FASB(1976b)<sup>13</sup> par.212)。

このように、収益・費用アプローチは収益と費用を定義しその認識測定の結果として資産と負債の増減を計上する計算思考を、また、資産・負債アプローチは資産と負債を定義により認識しその変動を収益と費用の発生として計上する計算思考を、表わすものといえる。そこで、次項において、収益・費用アプローチと資産・負債アプローチの背後に想定される利益測定モデルを高須(1997a)<sup>17</sup>他に依拠し明示することにする。

## b. 会計観の背後にある利益測定モデル

高須(1997a)<sup>17</sup>他によれば、個々の取引は、数量  $Q$  と価格  $P$  の積として表現される<sup>18</sup>ことから一般的な形式で表わすと  $Q_i P_{it}$  (第  $i$  取引) となる (ここで  $P_{it}$  は、当該取引が行われた時点  $t_i$  におけるその測定属性を表わすものとする)。そして、利益はこの個別取引の合計額として算定されることから、 $(Q_1 P_{1t_1} + Q_2 P_{2t_2} + \dots + Q_n P_{nt_n})$  として表わされることになる。しかし、このように上記の利益数値が線型統合として定式化されるためには、その各項が加法性 (同質性) を有する必要がある<sup>19</sup>。

そしてその場合に、各項の同質性を獲得する方法として基本的に2つの方法が考えられる。第1の方法は、各項 (各個別取引) の有する時点性の相違に着目しそれを同じ特定時点にあわせることにより加法性を獲得するという方法であり、資産・負債アプローチが想定する利益測定モデルである<sup>20</sup>。すなわち、各項は取引時点 ( $t_i$ ) における測定値に規定されているため、それは特定時点 (例えば決算時点) における測定値へと変換されることになる。しかもその場合には、その測定属性として特定時点における何らかの時価が選択されることになる (高須(1997a)<sup>17</sup>p.47)。その結果、取引の認識と測定は切り離して行われること、つまり認識と測定とが独立的に行われることになる (これを  $Q_i \times P_{it}$  と表わす)。そのため、ここでは数量の変動にもとづく取引だけではなく、測定属性値の変動にもとづく取引も取引として認識されることになる。

一方、第2の方法は、各項の有する時点性の相違を無視し各項を現金収支額として解釈し直すことにより加法性を獲得するという方法であり、収益・費用アプローチが想定する利益測定モデルである。ここでは、個別取引の有する時点性の相違は無視され、実際に発生した取引がその発

生時点において認識・測定されることになり、その結果、現金収支の変動のみが取引として認識・測定されることになる（高須(1996)<sup>21)</sup> pp.39-41)。つまり、第2の方法では取引の認識と測定を切り離すことができない（これを  $Q_i P_{it}$  と表わす）ことから、第1の方法のような測定属性の選択問題は生じない。さらに、取引の時点的制約性が存在しないということから、利益計算において見越・繰延という過去の現金収支あるいは将来の現金収支を操作することが可能となる。そのため、収益・費用の認識基準として実現・対応ルールの設定が要請されることになるのである（高須(1997b)<sup>22)</sup> p.46）<sup>23)</sup>。

このように、第1の方法（資産・負債アプローチ）は、まず認識対象として個別財貨の数量的変動が認識され、その後に利益計算の観点からそれを共通尺度たる貨幣に変換する<sup>24)</sup>という認識・測定構造を、第2の方法（収益・費用アプローチ）は、認識対象として現金収支の数量的変動が認識されると同時にそれにより測定が行われるという認識・測定構造を、有している。図1は、これら2つの認識・測定構造について図式化したものである。

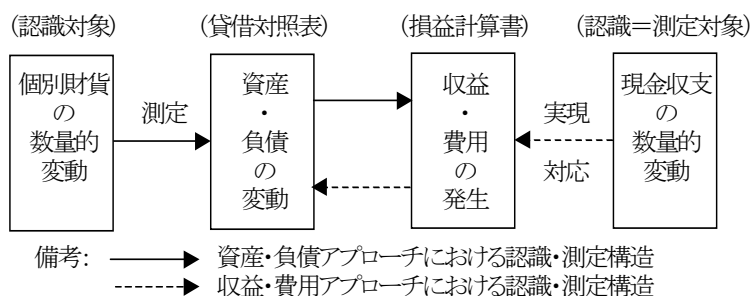


図1 2つの認識・測定構造

出所：高須(2003)<sup>25)</sup> p.131, 第9-1図。

### 3. 換算差額の性質に与える影響

上述したように、会計測定において個々の取引は、数量  $Q$  と価格  $P$  の積「 $Q_i P_{it}$  (第  $i$  取引)」として表わされ、そして、この個別取引の合計額として利益が表わされることになる。このように利益数値が線型統合として定式化されるためにはかかる各項が加法性を有する必要がある、この加法性を獲得する方法として第1の方法（資産・負債アプローチ）と第2の方法（収益・費用アプローチ）が考えられた。そこで、換算プロセスをこの任意の取引「 $Q_i P_{it}$  (第  $i$  取引)」に換算レート  $R_i$  を乗ずるプロセスと捉え、その場合に第1の方法と第2の方法をどのように展開することができるのかについて検討することにする。

#### a. 第1の方法（資産・負債アプローチ）の場合

第1の方法では、換算後の個別取引  $Q_i P_{it} R_i$  は、認識、測定、換算がそれぞれ独立的に行われることから、 $Q_i \times P_{it} \times R_i$  と分解して表わされる。つまり、認識対象として個別財貨  $Q_i$  の数量的

変動が認識され、その後に特定時点（例えば、 $t_c$ ）における測定値  $P_{tc}$  を乗ずることにより共通尺度である第 1 の計算貨幣に変換され、さらにその後、特定時点（ $t$ ）における為替レート  $R_t$  を乗ずることにより共通尺度である第 2 の計算貨幣に変換されること（これを  $Q_i \times P_{tc} \times R_t$  と表わす）になるからである。

しかも本国主義の場合には、測定単位として第 2 の計算貨幣である本国通貨が想定されること、そして常に  $P_{tc}$  と  $R_t$  の時点性の一致が要求されることから、換算後の個別取引は  $Q_i \times P_{tc} \times R_{tc}$  として捉えられることになる。その意味で、ここでは、換算は外貨表示財務諸表の各項目の測定属性を維持するように行われることになる。これに対して、現地主義の場合には、測定単位として第 1 の計算貨幣である現地通貨が想定されるため、換算後の個別取引は  $(Q_i \times P_{tc}) \times R_t$  というように分解して捉えることができる。また、ここにおいて換算対象となる在外子会社の外貨表示財務諸表の全項目は、同一の為替レート  $R_t$ 、一般的には決算日レート（CR： $R_{tc}$ ）により換算される（つまり  $Q_i \times P_{tc} \times R_{tc}$  と表わせる）ことになる。

以上のことから、資産・負債アプローチにおいては本国主義と現地主義のいずれの換算目的をとろうとも換算の結果は  $Q_i \times P_{tc} \times R_{tc}$  と同じになることがわかる。さらに、ここにおいては、属性測定値の変動分  $\Delta P_{it}$  が取引として認識されるのと同様に為替レートの変動分  $\Delta R_t$  も取引として認識される。そのため、為替レートの変動を要因として決算時に算出される換算差額は、本国通貨建財務諸表における資産・負債の属性測定値の差額として測定されることになる。したがって、資産・負債アプローチにおいては、本国主義と現地主義のもと算出される換算差額は共に、算出される特定時点（決算日）において換算後財務諸表の利益に含まれる（つまり、損益としての性質をもつ）ことになる。

#### b. 第 2 の方法（収益・費用アプローチ）の場合

第 2 の方法（収益・費用アプローチ）では、認識対象として現金収支の数量的変動が認識されると同時に、それにより測定が行われる。そのため、ここで問題となるのは、この現金収支が、本国通貨建である（本国主義による）のか、それとも現地通貨建である（現地主義による）のかということである。つまり換算後の個別取引  $Q_i P_{it} R_t$  は、本国主義によれば本国通貨建の現金収支に重きがおかれることから分解されないが、現地主義によると現地通貨建の現金収支に重きがおかれるため、 $Q_i P_{it} \times R_t$  というように分解されることになる。

本国主義の場合には、認識対象として本国通貨建の現金収支  $Q_i P_{it} R_t$  の数量的変動が認識されると同時にそれにより測定が行われることになるため、認識、測定、換算は切り離して行われない（したがって  $Q_i P_{it} R_t$  と表わせる）。しかもここでは、常に  $P_{it}$  により  $R_t$  の時点性が規定されることになる。つまり、本国主義の場合、換算対象となる測定属性は本国通貨建の現金収支に規定されることから、かかる属性が過去の現金収支に関わる場合には HR で換算され、現在および将来の現金収支に関わる場合には CR あるいは将来時点の為替レートで換算されることになる。

これに対して、現地主義の場合には、認識対象として現地通貨建の現金収支  $Q_i P_{ii}$  の数量的変動が認識されると同時にそれにより測定が行われると共に、為替レートの変動にもとづく取引も認識されることになる。つまり、認識と測定とは切り離されず行われるが、換算は独立的に行われるため、 $Q_i P_{ii} \times R_i$  と表わせる。そのことから、ここにおいては、換算を現地通貨を測定単位とする変換プロセスとして捉えて、在外子会社の外貨表示財務諸表における相互関連性を維持することが要請されるため、 $R_i$  と同一の為替レート（一般的には  $CR (R_{ic})$  となる）が採られることになる。

このように、収益・費用アプローチのもと本国主義に立てば、本国通貨建の現金収支  $Q_i P_{ii} R_i$  の数量的変動を認識対象としていることから、為替レートの変動に関わる変動分  $\Delta R_i$  もその認識対象に含まれる<sup>26)</sup>。それに対して、現地主義に立てば、現地通貨建の現金収支  $Q_i P_{ii}$  の数量的変動を認識対象として認識・測定が行われるのとは別に、為替レートの変動にもとづく取引が認識されることから、為替レートの変動に関わる変動分  $\Delta R_i$  はその認識対象に含まれず、別の取引とされるのである。

したがって、ここにおいて、本国主義の換算目的から算出される換算差額は、各取引時点において本国通貨建現金収支に含まれ、決算時において収益・費用を通じて換算後財務諸表の利益に含まれる（損益としての性質をもつ）ことになるのに対して、現地主義の換算目的から算出される換算差額は、本国通貨建現金収支の構成要素とは捉えられないことから、換算後財務諸表の利益には含まれない（損益としての性質をもたず、資本直入される）<sup>27)</sup>ことになる。

以上、会計観と換算目的が換算差額の性質に及ぼす影響を検討してきた結果をまとめたものが、表 1 である。

表 1 会計観と換算目的が換算差額の性質に及ぼす影響

換算目的 \ 会計観	収益・費用アプローチ	資産・負債アプローチ
本国主義	①損益（純利益）	②損益（包括利益）
現地主義	③資本直入	④損益（包括利益）

なお、表 1 において、収益・費用アプローチによる場合の損益（①）と資産・負債アプローチにおける損益（②と④）とは異なる意味をもつことに留意する必要がある。『1976年DM』において示された両アプローチの特徴から明らかのように、前者において想定される利益は、実現利益であり純利益あるいは稼得利益という企業業績の測定値を意味するが、後者における利益は、未実現利益を含む包括利益という企業の正味資源の増加額を意味する<sup>28)</sup>。

### Ⅲ. Lorensen(1972)の特徴

#### 1. テンポラル原則の特徴

L.Lorensen は、「財務会計の本質は測定過程である」<sup>29)</sup>という APBS 第 4 号からの引用をもとに、有用な計算を行うためには同一の単位によって表現された測定値にもとづく必要があり、異なる単位で表現された測定値は単一の単位（本国通貨である米ドル）へと変換されなければならないことを強調する。そして彼は、この本国通貨である米ドルへの「測定単位の変換過程 (measurement conversion process)」を換算であると定義すると共に、この定義から換算により外貨表示財務諸表が作成されるにあたって用いられた会計原則を変更してはならないという命題を導き出すのである (Lorensen(1972)<sup>3)</sup> pp.10-11)。さらに、この命題を肯定する形で、在外子会社の事業活動が生じた各時点、つまり各取引が生じた時点に測定された属性（測定属性）を変更しないように換算するという「テンポラル原則 (temporal principle)」が提示されることになる。

テンポラル原則とは、「貨幣および約定額で表示されている受取債権および支払債務は、CR で換算されるべきであり、貨幣価格で測定された資産および負債は、その貨幣価格が属する日の為替レート（つまり、HR一筆者挿入）で換算されるべきである」(Lorensen(1972)<sup>3)</sup> p.19) というように、いかなる項目にいかなる為替レートを用いて換算するのかを表わしたものである。

また、このテンポラル原則は、「公正価値原則(fair value principle)」と「米ドルに対する支配力 (command over U.S. dollars)」原則という 2 つの下位原則に支えられているとされる。公正価値原則とは、外貨建価格で測定されている資産および負債を本国通貨建価額に換算する原則である。具体的には、その換算対象として外貨表示財務諸表上に報告されている非貨幣性項目が想定されている。しかも、そこでは、APBS 第 4 号において定義されている「公正価値原則」<sup>30)</sup>が引用され、貨幣および貨幣請求権と交換されずに取得された項目について、かかる交換が行われた場合に生じるだろう価格をもってその交換価格とするとされている。さらに、米ドル（本国通貨）建の貨幣および貨幣請求権と交換されない取引に関しても、APBS 第 4 号の「公正価値原則」に基づいてその場合に生じるだろう本国通貨建の交換価格を概算することが提案されている。なお、その際の本国通貨建の交換価格は、想定された外貨建価格に交換日の為替レートを乗じることにより概算されるとする(Lorensen(1972)<sup>3)</sup> pp.16-17)。

これに対して、「米ドルに対する支配力」原則とは、外貨建価格で測定されていない資産および負債を本国通貨建価額に換算する原則である。具体的には、その換算対象として外貨表示財務諸表上における現金項目と約定額で表示されている外貨建受取債権および支払債務（貨幣性項目）が想定されている(Lorensen(1972)<sup>3)</sup> p.18)。というのも、貨幣性項目の属性は、取得された数量あるいは約定した数量に依存していることから測定属性を維持しながら換算することはできないため、当該項目を換算するには公正価値原則以外の原則が必要であるからである。そして、本国



通貨表示財務諸表の観点から最も重要な外国通貨の属性がその外国通貨のもつ「米ドル（本国通貨）に対する支配力」であることから、貨幣性項目については「米ドルに対する支配力」原則による換算が提案されている(Lorensen(1972)<sup>3)</sup> p.18)。

以上、テンポラル原則を構成する2つの原則（公正価値原則と「米ドルに対する支配力」原則）の換算対象について整理すると、表2のように表わせる。

表2 テンポラル原則を構成する原則の換算対象

上位原則	下位原則	換算対象	具体例
テンポラル原則	公正価値原則	外貨建価格で測定されている項目 (非貨幣性項目)	棚卸資産、固定資産など
	「米ドルに対する支配力」原則	外貨建価格で測定されていない項目 (貨幣性項目)	当座資産など

このように、テンポラル原則はAPBS第4号にその論理的基礎を求め導出された点に特徴があるといえる。具体的には、その論理の根源に位置する「財務会計は測定の過程である」という考え方、そしてテンポラル原則の1つである公正価値原則についてAPBS第4号の「公正価値原則」を引用しているという事実をあげることができる。

さらにL.Lorensenは、純利益および財務諸表要素を定義するにあたって、APBS第4号を引用している。彼によれば、「純利益（純損失）は一会計期間における収益の費用超過額（不足額）である。収益は資産の増加総額もしくは負債の減少総額からなり、費用は資産の減少総額もしくは負債の増加総額からなる。その資産および負債は所有主持分を変動させる企業の営利活動から生じ、一般に認められた会計原則（GAAP）に準拠して認識および測定されることになる。そのことから、在外子会社の純利益を換算する際には、収益および費用として報告された資産および負債の増減総額を換算することが要請されることになる」（Lorensen(1972)<sup>3)</sup> p.22)。

このような彼の定義には、資産の定義を基点としてその他の財務諸表要素の定義を演繹的に導出する、ならびに純利益を資産と負債の変動の差額として計算するという資産・負債アプローチの特徴と、利益を収益と費用の差額により規定するという収益・費用アプローチの特徴の双方がみられる。これは、Lorensen(1972)<sup>3)</sup>がその論拠の基礎におくAPBS第4号においても同様にみられる特徴である。津守氏によれば、APBS第4号における利益概念にこのような特徴（曖昧さ）が内在する理由は、とくに「繰延諸項目」に対して依然として広汎な余地を与え、「収益・費用対応原則」の濫用に対して禁止していない点にあり、利益概念という側面からみた場合、APBS第4号を一個の矛盾物として捉えることがその本質を把握するための必須条件であると説明されている（津守(2002)<sup>31)</sup>p.176)。

しかしながら、Lorensen(1972)<sup>3)</sup>およびAPBS第4号が想定する利益測定モデルに着目すれば、認識対象として個別財貨の数量的変動が認識され、その後利益計算の観点からそれを共通

尺度たる貨幣に変換するという認識・測定構造(図1の第1の方法;資産・負債アプローチ参照)が想定されているといえる。そして、津守(2002)<sup>31)</sup>によるところのAPBS第4号が矛盾物である理由は、当時のGAAP(収益・費用アプローチ)への準拠を意識していた結果であると考えられることができる。したがって、本稿では、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>の背後には、資産・負債アプローチを主軸とおいた上で当時のGAAPである収益・費用アプローチを容認するという混在した会計観が想定されていたと考えることにする。

また、繰り返しになるが、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>において、換算は本国通貨単位へと測定単位を変換する過程を意味し、外貨表示財務諸表を作成する上で用いられた測定原則を変更するものではないという命題が述べられていた。そのことから、ここでは、換算を本国通貨を測定単位とする変換プロセスと捉えて換算対象の測定属性の維持を目的とする換算目的(本国主義)が想定されているといえる。

以下、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>においては、本国主義による換算目的が想定されると共に資産・負債アプローチを主軸とした会計観が想定されているとして捉え、議論を展開することにした。

## 2. 為替差損益の定義

Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>では、「為替差損益」という章(第5章)が設けられ、為替差損益の性質について詳細に議論が展開されている(pp.48-61)。

彼によると、為替レートの変動した場合、外貨表示財務諸表上の純資産はその影響を受けて変動し、その変動部分が換算後財務諸表においてのみ報告されることになる。そして、このような純資産の変動部分を、換算過程において創出される報告書上の「米ドルに対する支配力」に関わる損益であるとする。つまり、当該損益は、在外子会社が保有する外貨および約定された外貨建債権債務を新旧双方の為替レートで換算した結果として、換算後財務諸表上に報告されることになる(Lorenzen(1972)<sup>3)</sup> pp.48-49)。このように、ここでは「米ドルに対する支配力」原則のもと算出される換算差額を、為替差損益として定義するのである。

さらに、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>によると、為替差損益には、為替レートが変動した際にテンポラル原則を用いた場合、外貨表示財務諸表には報告されないが換算後財務諸表上に報告されるものが存在する(p.50)。つまり、外貨表示財務諸表上、常に時価で測定されている資産の測定属性値の変動額は、その資産の外貨建の時価が変わらなくとも為替レートが変動すると、換算後財務諸表において報告されることになる。このように、貨幣性項目が為替レートの変動により影響を受けた結果(狭義の為替差損益)と、それに加えて外貨表示財務諸表におけるその他の項目の測定属性値が為替レート変動により影響を受けた結果を含んだ広義の為替差損益とが、存在することになる(Lorenzen(1972)<sup>3)</sup> p.50)。なお、後者の例として、低価法が適用された結果、評価替えされた棚卸資産があげられている(Lorenzen(1972)<sup>3)</sup> p.50 footnote5)。

このように、ここでは、換算差額として狭義の為替差損益と広義の為替差損益とが存在することになる。そして、狭義の為替差損益は「米ドルに対する支配力」原則のもと算出される換算差額（貨幣性項目×為替レート変動分）であるのに対して、広義の為替差損益にはその換算差額に加えて公正価値原則のもと算出される換算差額（評価替えされた非貨幣性項目×為替レート変動分）が含まれることになるのである（図 2 参照）。そのため、広義の為替差損益はテンポラル原則のもと算出される換算差額と言い換えることも出来る。

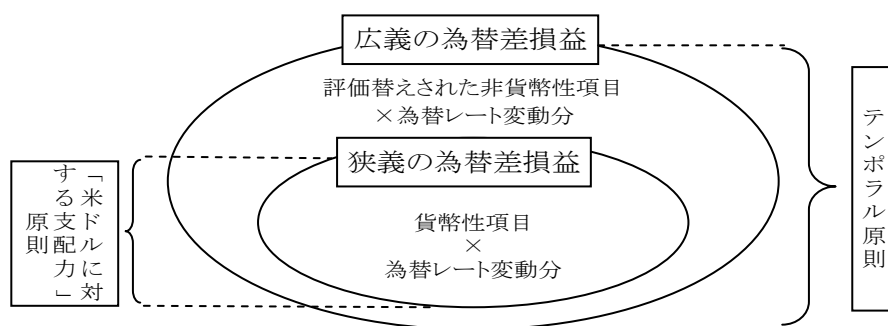


図 2 Lorensen(1972)<sup>3)</sup>における為替差損益の定義

さらに、Lorensen(1972)<sup>3)</sup>では、慣例にしたがえば、広義の為替差損益のうち、為替レートの変動により影響を受ける測定属性値の変動部分（公正価値原則のもと算出される換算差額）は、困難ではあるが、狭義の為替差損益と区別して報告されるべきことが指摘されている(p.51)。しかしながら、その測定属性値に関わる変動部分がどのように報告されようとも、それは「換算調整勘定 (translation adjustment)」ではなく「為替差損益」であること、つまり報告区分が換算差額の性質を変えるものではないことが強調されている(Lorensen(1972)<sup>3)</sup> p.51)。

#### IV. Lorensen(1972)における換算差額の性質：分析

##### 1. 公正価値原則と「米ドルに対する支配力」原則

まず、Lorensen(1972)<sup>3)</sup>におけるテンポラル原則を構成する 2つの原則の特徴について、第 II 節において提示した分析モデルを用いて明らかにする。

上述したように、公正価値原則は、外貨表示財務諸表における非貨幣性項目を対象とし、その測定属性にもとづいて換算後の本国通貨表示財務諸表における当該項目の測定属性を特定化する原則である。そのため、第 II 節において示したように、会計測定において個々の取引は、数量  $Q$  と価格  $P$  の積として表現されることから、一般的な形式で表わすと  $Q_i P_{it}$ （第  $i$  取引）となる。そのため、この公正価値原則によれば、任意の取引  $Q_i \times P_{it}$  において、換算レートは価格の時点性  $t_i$  と整合性をもつように決定されることになる。つまり、換算レートは価格  $P_{it}$  と同じ時点性を

もつ  $R_{ii}$  となる。このように公正価値原則は、外貨建価額  $Q_i \times P_{ii}$  の外貨建価格  $P_{ii}$  の属性にしたがい換算後の本国通貨建価額  $Q_i \times P_{ii} \times R_{ii}$  を決定することになる。このことを敷衍すると、低価基準を適用することにより時価に評価替えが行われた場合には、公正価値原則は評価替え後の外貨建価額  $Q_i \times P_{ic}$  の外貨建価格  $P_{ic}$  の属性にしたがい換算後の本国通貨建価額  $Q_i \times P_{ic} \times R_{ic}$  を決定することになるのである。

それに対して、「米ドルに対する支配力」原則は、外貨表示財務諸表における現金項目と約定額で表示されている外貨建受取債権および支払債務（貨幣性項目）を換算対象としている。貨幣性項目の属性は、取得された数量あるいは約定した数量に依存していることから測定属性を維持しながら換算することができないため、本国通貨建の価格で測定（つまり換算）されることになる。なぜなら、本国通貨表示財務諸表の観点に立った「米ドルに対する支配力」原則において最も重要な外国通貨の属性は、その外国通貨のもつ「米ドル（本国通貨）に対する支配力」であると考えられているからである（Lorenson(1972)<sup>3)</sup> p.18）。このように、外貨表示財務諸表において外貨建の貨幣性項目の数量  $Q_i$  は外貨建の価格  $P_{ii}$  で測定されるが、本国通貨表示財務諸表においてはかかる項目の数量  $Q_i$  は「米ドルに対する支配力」原則により本国通貨建の価格  $P'_{ii}$  を用いて測定されること（ $Q_i \times P'_{ii}$ ）になるのである。

## 2. 換算原則収斂の可能性

上記の分析から、公正価値原則と「米ドルに対する支配力」原則とは、換算対象以外に想定されている換算過程において相違がみられることがわかる。

つまり、公正価値原則では  $Q_i \times P_{ii} \times R_{ii}$ （および  $Q_i \times P_{ic} \times R_{ic}$ ）という換算モデルにおいて、 $R_{ii}$ （および  $R_{ic}$ ）を乗ずる過程が換算過程となるのに対して、「米ドルに対する支配力」原則では  $Q_i \times P'_{ii}(=Q_i \times (P_{ii} \times R_{ii}))$  という換算モデルにおいて、本国通貨建の価格  $P'_{ii}$  で測定する過程、すなわち  $P'_{ii}$  を乗ずる過程が換算過程となる<sup>32)</sup>。

しかしながら、このような相違は、結局のところ公正価値原則と「米ドルに対する支配力」原則において想定されている換算対象が異なる点に帰着すると考えることができる。つまり、この相違は、前者における換算対象（非貨幣性）項目が外貨建の価格  $P_{ii}$ （測定属性）により測定されるのに対して、後者における換算対象（貨幣性）項目が数量  $Q_i$  により依存していることから本国通貨建の価格  $P'_{ii}$  により測定されるため生じるのである。

しかしながら、このような相違について、L.Lorenson は当時の GAAP に準拠してその会計原則を形成していた APBS 第 4 号の「4 種類の貨幣価格（表 3 参照）」を適用することから、1 つの換算モデルで説明できるとするのである。つまり、公正価値原則において換算対象とされる外貨建非貨幣性項目の価格  $P_{ii}$  が、APBS 第 4 号の「4 種類の貨幣価格」にもとづいて測定されるのと同様に、「米ドルに対する支配力」原則において換算対象とされる受取債権および支払債務につい

ても、その貨幣価格が適用され測定されることになる。そのため、前者は正味実現可能価値で測定されること、後者は将来支払うべき金額で測定される (AICPA(1970)<sup>11)</sup> pars.70,181) ことになるとする (Lorensen(1972)<sup>3)</sup> pp.15-16)。

表3 APBS 第4号における4種類の貨幣価格

	過去の価格	現在の価格	将来の価格
調達価格	・ 歴史的原価 (取得原価)	・ 取替原価	
売却価格		・ 売却時価	・ 正味実現可能価値 ・ 将来のキャッシュ・フローの現在価値 ・ 使用価値

出所：AICPA(1970)<sup>11)</sup> par.70 を参照して筆者作成。

したがって、外貨建受取債権および支払債務に関する換算については、非貨幣性項目の換算に関わる公正価値原則が想定する換算モデル ( $Q_i \times P_{ii} \times R_{ii}$ ) で表わすことができることになる。しかも、ここでは、かかる項目の外貨建価格  $P_{ii}$  は将来の価格となるため、将来時点の為替レートが換算に用いられることになる。しかしながら、Lorensen(1972)<sup>3)</sup> では「約定額で表示されている受取債権および支払債務は、将来の受取日および支払日の代わりに、決算日に関わる金額で測定されるべきであると仮定」(pp.14-16) されている。この仮定にしたがえば、換算前の外貨建受取債権および支払債務の表示価額は  $Q_i \times P_{ii}$  ではなく  $Q_i \times P_{ic}$  になる。そのことから、公正価値原則の換算モデル ( $Q_i \times P_{ii} \times R_{ii}$ ) において、外貨建受取債権および支払債務の外貨建価格 ( $P_{ii}$ ) が現在の価格  $P_{ic}$  と仮定されるため、換算レートとして  $CR(R_{ic})$  が用いられると解釈できるのである。

さらに、「米ドルに対する支配力」原則において換算対象である貨幣性項目のうち現金項目 (外国通貨) についても、Lorensen(1972)<sup>3)</sup> では、その項目は、外貨建受取債権および支払債務と類似するものとしてみなされている (p.16)。つまり、外貨表示財務諸表における現金項目に関する換算モデルは、 $Q_i \times P'_{ii} = Q_i \times (P_{ic} \times R_{ic})$  と表わすことができるということである。また、ここにおいて、かかる項目が決算日に所有されている数量で測定されることから、上記モデルにおける外貨建の価格  $P_{ic}$  は常に1であると仮定することができる。つまり、本国通貨建の価格  $P'_{ii}$  は  $P'_{ii} = P_{ic} \times R_{ic} = 1 \times R_{ic} = R_{ic}$  となることから、 $Q_i \times P'_{ii} = Q_i \times (1 \times R_{ic}) = Q_i \times R_{ic}$  と表わすことができるのである<sup>33)</sup>。

以上のことから、公正価値原則と「米ドルに対する支配力」原則は共に、まず、換算対象たる数量  $Q$  の測定属性である価格  $P$  が当時の GAAP に準拠した会計原則を形成していた APBS 第4号にもとづいて決定され、それを換算後に維持するように換算レートが決定されるという換算モデル ( $Q_i \times P_{ii} \times R_{ii}$ ) を想定していることがわかる。つまり、テンポラル原則を構成する公正価

値原則と「米ドルに対する支配力」原則は同一のモデルから説明することができるのである<sup>34)</sup>。

### 3. 換算差額の性質

第Ⅲ節において明らかにしたように、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>は、本国主義による換算目的と資産・負債アプローチを主軸とした会計観を、その背後に想定していると考えることができた。

第Ⅱ節で示した利益測定モデルによると、資産・負債アプローチ（第1の方法）では、換算後の個別取引は $Q_i \times P_{ii} \times R_i$ として分解されることになる。しかも本国主義の場合には、測定単位として第2の計算貨幣である本国通貨が想定されること、そして、常に $P_{ic}$ と $R_i$ の時点性の一致が要求されることから、換算後の個別取引は $Q_i \times P_{ic} \times R_{ic}$ として全て独立的に捉えられる。

これは、公正価値原則におけるモデルと同様である。つまり、公正価値原則においても、任意の取引 $Q_i \times P_{ii}$ において換算レートは価格の時点性 $t_i$ と整合性をもつように決定されることになる。つまり、換算レートは価格 $P_{ii}$ と同じ時点性をもつ $R_{ii}$ となる。このように、公正価値原則は、外貨建価額 $Q_i \times P_{ii}$ の外貨建価格 $P_{ii}$ の属性にしたがい換算後の本国通貨建価額 $Q_i \times P_{ii} \times R_{ii}$ を決定することになる<sup>35)</sup>。しかも、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>では「米ドルに対する支配力」原則においても、まず、換算対象たる数量 $Q$ の測定属性である価格 $P$ がAPBS第4号の「4種類の貨幣価格」にもとづいて決定され、その後にそれを換算後に維持するように換算レートが決定されるという公正価値原則と同一の換算モデル( $Q_i \times P_{ii} \times R_{ii}$ )が想定されている。

そのことから、第Ⅱ節で示した資産・負債アプローチが想定する利益測定モデルと同様に、かかる換算モデル $Q_i \times P_{ii} \times R_{ii}$ のうち、属性測定値の変動分である $\Delta P_{ii}$ が取引として認識されるのと同様に、為替レートの変動分 $\Delta R_i$ も取引として認識されるため、為替レートの変動を要因として決算時に算出される換算差額は、本国通貨建財務諸表における資産・負債の属性測定値の差額として測定されることになる。つまり、テンポラル原則を構成する公正価値原則と「米ドルに対する支配力」原則とにもとづき算出される換算差額は共に、算出される特定時点(決算日)において換算後財務諸表の利益に含まれる(損益としての性質をもつ)ことになる。

したがって、図2に示したように、狭義の為替差損益が「米ドルに対する支配力」原則のもと算出される換算差額として、広義の為替差損益が狭義の為替差損益に公正価値原則のもと算出される換算差額を加算したものとして、定義されていることを併せて考えるならば、狭義の為替差損益と広義の為替差損益は共に同じ換算過程(テンポラル原則)から生じる換算差額であり、それらは同じ損益という会計的性質をもつことになるということができる。

## V. むすびにかえて—Lorenzen(1972)における換算差額2分類の意図—

本稿では、テンポラル法を外貨表示財務諸表の換算方法として採用する各機関による会計基準において、テンポラル法により生じる換算差額が、為替差損益、つまり損益という会計的性質を

もつとされる論拠を、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>にまで遡り会計観と換算目的という観点から検討を行ってきた。その結果、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>では、本国主義による換算目的と資産・負債アプローチを主軸とした会計観とをその背後に想定し、そこから論理的に換算方法としてテンポラル法が導出されると共に、換算差額の(損益としての)性質が規定されていることが明らかとなった。なかでも、換算差額について特徴的であるのは、換算差額を狭義と広義の為替差損益とに分類し、狭義の為替差損益には「米ドルに対する支配力」原則のもと算出される換算差額が、また、広義の為替差損益にはその換算差額に加えて公正価値原則のもと算出される換算差額が含まれている点である(図2参照)。しかも、狭義と広義の為替差損益は共に、同じテンポラル原則にもとづく換算過程から生じる換算差額であり、別途表示することが可能であるとしても、そのような報告区分に関係なく同じ損益としての性質をもつことが強調されているのである。

ではなぜ、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>において、換算差額は広義と狭義の為替差損益とに2分類される必要性があったのであろうか、また、そのような分類にもとづく区分表示について言及する必然性があったのであろうか。これは、結論から述べると、Lorenzen(1972)<sup>3)</sup>では、APBS第4号と同様、その背後に想定されていた利益概念に会計観の混合が見られたこと、つまり当時の収益・費用アプローチに基礎をおく会計実務(GAAP)との整合性が意識されていたこと、に起因すると推測することができる。なぜなら、この点について次のように説明することができるからである。

第Ⅱ節で示したモデルを援用すると、収益・費用アプローチのもと、本国主義の立場に立てば、認識対象として本国通貨建の現金収支 $Q_i P_{ii} R_i$ の数量的変動が認識されると同時にそれにより測定が行われることになる。しかも、ここでは、常に $P_{ii}$ により $R_i$ の時点性が規定されることになる。このことから、為替レートの変動に関わる変動分 $\Delta R_i$ もその認識対象に含まれる。したがって、本国主義のもと算出される換算差額は、各取引時点において本国通貨建現金収支に含まれ、決算時において収益・費用を通じて換算後財務諸表の利益に含まれる(損益としての性質をもつ)ことになる。

これは、「米ドルに対する支配力」原則のもと算出される換算差額(狭義の為替差損益)にも適応する考え方である。「米ドルに対する支配力」原則の換算対象である貨幣性項目は数量に依存して測定されることから、本国通貨表示財務諸表においては、外貨建貨幣性項目の数量 $Q_i$ は、本国通貨建の価格 $P'_{ii}$ を用いて測定されること( $Q_i \times P'_{ii}$ )になる。つまり、本国通貨建の取引 $Q_i \times P'_{ii}$ は、その数量的変動が認識されると同時に本国通貨建の価格 $P'_{ii}$ により測定が行われる( $Q_i P'_{ii}$ )と考えることができる。また、本国通貨建の価格 $P'_{ii}$ は、その外貨建の価格 $P_{ii}$ と同一時点の換算レート $R_{ii}$ により規定されることから、 $Q_i P'_{ii}$ は $Q_i (P_{ii} R_{ii})$ と表わすことができる。そのことから、為替レートの変動に関わる変動分 $\Delta R_i$ は、本国通貨建の取引において認識されると考えることができる。したがって、「米ドルに対する支配力」原則のもと算出される換算差額は、収益・費用ア

アプローチのもとにおいても損益としての性質をもつと説明することができることになる。

以上のことから、狭義の為替差損益は、資産・負債アプローチと収益・費用アプローチのいずれの会計観においても損益としての性質をもつことになることがわかる。したがって、Lorensen(1972)<sup>3)</sup>では、収益・費用アプローチにもとづく会計実務を意識していたからこそ、理論上損益という同じ性質をもつ換算差額（為替差損益）を広義と狭義とに2分類し、かかる会計実務に整合する狭義の為替差損益部分と、整合しない広義と狭義の為替差損益の差額部分（為替レートの変動により影響を受ける測定属性値の変動部分）とを別途表示する必要があることを指摘したと考えることができる。

言い換えると、Lorensen(1972)<sup>3)</sup>では、資産・負債アプローチを主軸におく会計観のもと換算方法と換算差額の（損益としての）性質が規定されているが、そのような性質に関係なく、当時のGAAP（収益・費用アプローチによる会計実務）に準拠可能なように、為替差損益の2分類とそれにもとづく表示区分に関する言及を行っていると考えられる。なお、各機関において公表されているテンポラル法を採用している外貨換算会計基準は米国に限らず多く存在するが、それらの背後に想定されている会計観はそれぞれ異なるため、本稿で明示したLorensen(1972)<sup>3)</sup>における換算差額に関する論拠がどのように調整され取り込まれているのかについては、今後の研究課題としたい。

謝辞 本論文の執筆にあたりましては、「京都大学制度派会計学ワークショップ」所属の諸先生方から頂戴いたしました貴重なコメント等をもとに推敲を行ってまいりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

## 注

- 1) 現行の米国外貨換算会計基準は、FASBにより1981年に公表された財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards; SFAS)第52号『外貨換算』(FASB(1981) *Foreign Currency Translation*, Statement of Financial Accounting Standards No.52, FASB)である。また、現行の国際会計基準(国際財務報告基準)は、2003年に改訂された国際会計基準(International Accounting Standards; IAS)第21号『外国為替レート変動の影響』(IASB(2003) *Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, International Accounting Standard 21(revised 2003),IASB)である。
- 2) このような会計的性格付けは、SFAS第52号およびIAS第21号はもちろんのこと、テンポラル法を唯一の方法として採用したSFAS第52号以前の米国基準であるSFAS第8号『外貨建取引および外貨表示財務諸表の換算に関する会計処理』(FASB(1975) *Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Standards No.8, FASB)においても同様である。
- 3) Lorensen, L.(1972) *Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, Accounting



Research Study No.12, AICPA.

- 4) 井上定子(2005a) 「換算差額の理論的分析枠組みに関する一考察－換算思考と会計思考の関連性に着目して－」 『流通科学大学論集－流通・経営編』(流通科学大学学術研究会) 第17巻 第3号, pp.123-136.
- 5) 換算差額の性質が会計観と換算目的からどのような影響を受けるかについては、本稿第Ⅱ節において取り扱うことにする。
- 6) Chinlund, E.F.(1936) “‘Translation’ of Foreign Currencies,” *The Journal of Accountancy*, Vol.62, No.2, pp.118-121.
- 7) FASB(1974) *An Analysis of Issues Related to Accounting for Foreign Currency Translation*, FASB Discussion Memorandum, FASB.
- 8) 『1974年DM』では、本国主義と現地主義を選択適用する(本国通貨と現地通貨を併用する)ケースに関する言及もみられる(FASB(1974)<sup>7)</sup> pars.17-30)。
- 9) 『1974年DM』では、本国主義と現地主義の相違は、測定単位の観点だけではなく為替リスクの測定に関しても異なるとする(FASB(1974)<sup>7)</sup> pars.11,29)。このことから、換算を為替レート変動の影響を認識するプロセスと捉えて為替リスクの測定を目的とする、3つ目の換算目的が存在すると考えることができる(白木俊彦(1995)『外貨換算会計基準の国際的調和』中央経済社, 井上定子(2004)『外貨換算会計の史的展開に関する研究』(課程博士論文) 神戸商科大学大学院)。
- 10) AAA(1957) Committee on Accounting Concepts and Standards, “Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements—1957 Revision,” *The Accounting Review*, Vol.32, No.4, pp.536-546 (中島省吾訳編『増訂 A.A.A.会計原則－原文・解説・訳文および訳註－』中央経済社, 1980年, pp.190-210)。
- 11) AICPA(1970) *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of the Accounting Principles Board No.4, AICPA (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会・企業会計原則』同文館, 1973年)。
- 12) 『1957年改訂会計原則』を契機として、実現概念をはじめ資産の定義および測定について貸借対照表を重視する思考(資産・負債アプローチ)への移行が会計理論上認められることができると考えられている。この点については、黒澤清(1956)「米国会計学発展史序説」, 馬場敬治他『米国会計学(上)』(経営学全集第3巻) 東洋経済新報社, pp.237-306、青柳文司(1986)『アメリカ会計学』中央経済社、藤井(1997)<sup>15)</sup>、津守(2002)<sup>31)</sup>等を参照されたい。
- 13) FASB(1976b) *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年)。
- 14) FASB(1976a) *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*, FASB(森川八州男監訳(1989)『現代アメリカ会計の基礎概念』白桃書房)。
- 15) 藤井秀樹(1997)『現代企業会計論』森山書店。
- 16) 『1976年DM』では、複式記入発生主義会計は連携を定式化したものであると述べられている(FASB(1976b)<sup>13)</sup> par.82) ことから、両アプローチは、複式簿記システムにもとづいて取引の認識を行う計算構造を有していると考えられる(高須(1997b)<sup>22)</sup> p.42)。
- 17) 高須教夫(1997a)「アメリカ会計の動向－FASB概念フレームワークにおける利益観をめぐる展開－」, 黒田全紀編『会計の国際的動向』同文館, pp.39-52。
- 18) 井尻氏は「会計測定のもっとも重要なそして最も基本的な性質は、それが数量を価格で加重合計(weighted

sum) したものの、すなわち数量の線型統合 (linear aggregation) だということである」と述べた上で、会計における評価の構造を数式モデルにより説明すると共にその妥当性を述べている (井尻雄士(1968)『会計測定的基础—数学的・経済的・行動学的探求—』東洋経済新報社, pp.159-161)。

19) 会計測定において線型統合を用いるのは、全体の価額はその部分の価額の合計に等しくあってほしいという加法性の要求に起因している (井尻(1968)<sup>18)</sup> p.161, 脚注)。

20) なお、資産・負債アプローチは、測定属性として歴史的な原価をその選択肢として捉えることも可能である。しかしながら、FASBは、最重要課題として概念フレームワーク・プロジェクトに取り組み、その取り組みにあたり『1976年DM』を公表し、従来の会計実務等 (収益・費用アプローチ) と対比する形で資産・負債アプローチを取り上げたという経緯、ならびに、その後、資産・負債アプローチに依拠した形で7つの概念書 (Statement of Financial Accounting Concepts; SFACs) が公表され、なかでも2000年に公表された測定属性に関する概念書であるSFAC第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の利用」(FASB(2000) *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Statement of Financial Accounting Concepts No.7, FASB(平松一夫・広瀬義州訳(2002)『FASB財務会計の諸概念<増補版>中央経済社)では、公正価値として現在価値および将来キャッシュ・フローが取り上げられているという事実に着目する限りにおいて、資産・負債アプローチにおける測定属性には、公正価値として何らかの時価が想定されているとして捉えることができる。

さらに、高須(1997b)<sup>22)</sup>によれば、資産・負債アプローチにおける利益測定モデルは、認識対象として物財と貨幣が並列して取り扱われるため、全てを計算貨幣として、あるいは実物貨幣として解釈することが可能である。そして、『1976年DM』において示された5つの測定属性 (FASB(1976b)<sup>13)</sup> pars.388-392)のうち、前者の場合、現在市場価値と期待キャッシュ・フローの現在価値を、後者の場合、正味実現可能価値を理論上あげることができるとする (高須(1997b)<sup>22)</sup> pp.45-46)。

以上のことから、本稿では、第1の方法を資産・負債アプローチが想定する利益測定モデルであると考ええる。

21) 高須教夫(1996)「現行会計システムの特質に関する一考察」『會計』第150巻 第5号, pp.33-46.

22) 高須教夫(1997b)「FASB 概念フレームワークにおける利益観をめぐる問題」, 日本会計研究学会スタディグループ (主査 津守常弘) 『会計の理論的枠組みに関する総合的研究〔最終報告〕』日本会計研究学会, pp.39-51.

23) 実現とは、最も厳密には、非現金的資源および権利を貨幣に転換するプロセスを意味し、また、会計および財務報告においては、資産を販売して、現金または現金請求権を得ることを意味する (FASB FASB(1985) *Elements of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, FASB (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔改訂新版〕』中央経済社, 1994年) par.143、FASB(1984) *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No.5, FASB (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔改訂新版〕』中央経済社, 1994年) par.80, footnote 50)。

24) 高須(1997b)<sup>22)</sup>では、この貨幣へ変換する過程を「評価過程」と呼んでいる (p.43)。

25) 高須教夫(2003)「FASB の概念フレームワーク—SFAC 第7号の今日的意味—」, 土方久編『近代会計と複式簿記』税務経理協会, pp.128-141.

26) なお、一度認識・測定された本国通貨建の現金収支  $Q_i P_{ii} R_i$  において、後に  $Q_i$  とは別に  $P_{ii}$  のみ変動することに伴って生じた  $\Delta R_i$  についてはこの限りではない。この点は重要な問題であるため、稿を改めて検

討することにした。

- 27) ここでは、換算差額が、損益項目ではないことから資本直入項目であるとする。しかしながら、かかる性質については、古くから①資本修正勘定説、②評価勘定説、③繰延勘定説など、多くの議論が存在する（例えば、FASB(1974)<sup>7)</sup>、番場嘉一郎(1979)「外貨換算会計等に係る繰延項目の性質」『税経通信』第34巻第14号、pp.2-7、新井清光(1980)「外貨表示財務諸表項目の換算基準—とくに為替換算調整勘定について」『税経通信』第35巻第1号、pp.31-40等がある）。この点については更なる検討が必要であり、今後の検討課題とする。
- 28) 現行のSFAS第130号『包括利益の報告』(FASB(1997) *Reporting Comprehensive Income, Statement of Financial Accounting Standards No.130*, FASB) では、包括利益は純利益とその他の包括利益に2区分表示される。この2区分表示を前提に考えると、本国主義による場合の損益(①と②)はいずれの会計観を想定しても実現項目として純利益に区分されるが、現地主義による場合の損益(④)は未実現項目としてその他の包括利益に区分される。詳細は井上定子(2005b)「SFAS52による換算差額の性質に関する一考察」『流通科学大学論集—流通・経営編』(流通科学大学学術研究会)第18巻第2号、pp.15-28を参照されたい。
- 29) L.Lorensen は、APBS第4号の「財務会計は測定過程である (AICPA(1970)<sup>11)</sup> par.120)」を引用し、財務会計の定義を行っている(Lorensen(1972)<sup>3)</sup>p.10, footnote 1)。
- 30) APBS第4号では「公正価値原則においては、金銭も金銭支払の約束のいずれも交換されないような取引により取得された資産は、一般的に引き渡した資産の公正価値をもって測定される。しかしながら、取得資産の公正価値がより明確に立証される場合には、取得資産はその公正価値で測定される」(AICPA(1970)<sup>11)</sup> par.181 M-1A(1))と定義されている。
- 31) 津守常弘(2002)『会計基準形成の論理』森山書店。
- 32) しかしながら、このような換算過程の相違について L.Lorensen は、「厳密に言えば、換算という用語は、外貨表示財務諸表上に報告される外国通貨と約定額で表示されている外貨建受取債権および支払債務を米ドル(本国通貨)で測定する際に用いるべきものではない。というのは、かかる項目を測定するにあたっては、外貨表示財務諸表においてそれらを測定するのに用いた原則とは異なる測定原則を用いることを要請しているからである」(Lorensen(1972)<sup>3)</sup> p.18 footnote 12)という。そこでは、かかる相違点を換算の定義の範囲の問題として捉え、便宜的にどちらの過程も換算という用語を用いている。
- 33) なお、当然のことながら、上記換算モデルにおいて外貨建の価格  $P_{ic}$  を、1以外であると仮定することもできる。つまり、 $P_{ic} \neq 1$  の場合、それは外貨建価格の変動、すなわち外国通貨の貨幣価値の変動を換算過程において考慮することを意味する。そのため、 $P_{ic} \neq 1$  の場合、上記換算モデルは L.Lorensen の言葉を借りれば、「修正—換算法」として解釈することができる。
- 34) テンポラル原則において、貨幣性項目と非貨幣性項目は共に、APBS第4号によって規定された測定属性にもとづき本国通貨建価格が測定され、そしてその属性にしたがって換算レートが特定化されることになる。そのため、当時の GAAP が外貨表示財務諸表項目の測定属性を規定する限りにおいて、テンポラル原則は当時の GAAP と常に整合することになるのである。
- 35) 低価基準を適用した結果、当該項目の貸借対照表価額が時価(現在取替価格あるいは現在販売価格)へと評価替えされた場合、公正価値原則によれば、評価替え後の外貨建価額  $Q_i \times P_{ic}$  の外貨建価格  $P_{ic}$  の属性にしたがって換算レート  $R_{ic}$  が決定されることから、換算後の本国通貨建価額は  $Q_i \times P_{ic} \times R_{ic}$  と表わせることになる。